

一般競争入札参加者各位

広島市水道事業管理者

番号	仕様書頁等	質 問	回 答
1	入札説明書10	落札結果の公表は総額のみで、単価公表はなしという認識でよろしいですか。	お見込のとおりです。
2	入札説明書11 その他(3) 契約書(案) 第18条	入札説明書11その他(3)に契約手続における交渉の有無は無とありますが、契約締結にあたっては、契約書(案)第18条に記載のとおり、協議可能と考えてよろしいですか。	契約書の条文の追加及び変更等、契約締結に伴う協議はできませんが、契約書に基づく協議は可能です。
3	入札説明書9 (4)イ	郵送で、1回目のみ入札に参加することは可能ですか。可能な場合、2回目の入札書に「辞退」と明記した入札書の提出が必要ですか。	2回目に入札を辞退される場合は、2回目の入札書に「辞退」と明記して提出してください。
4	入札附属書	入札金額の積算に伴う端数処理について、以下の認識で相違ありませんか。 ① 基本料金、月額(1)欄は力率割引(仕様書記載の標準力率100%)を適用した積算後の金額を記載する。 ② 各月の基本料金と電力量料金の小計(1)(2)においては、小数点以下第2位まで保持し、円未満の端数処理は行なわない。	① 相違ありません。 ② 入札附属書の基本料金(1)および電力料金月額(2)については、1円未満の端数を含むことができるので、端数処理しないでください。
5	その他	入札書及び入札附属書を郵送により提出する場合、二重封筒とするよう指定がございますが、同日公告の複数案件を一通の外封筒にまとめて郵送してよいでしょうか。	差し支えありません。
6	その他	一般送配電事業者が託送料金等を値上げした場合、合理的な範囲で契約単価見直し協議に応じていただけますか。	管轄電力会社の託送供給約款等の契約要綱の変更、あるいは法制度の改正等により、応札額あるいは契約内容に影響を及ぼす場合には、影響が及ぶ事項につき、契約書(案)第2条第2項のとおり、協議することは可能です。
7	契約書(案)	契約書(案)第9条に、「毎月の電力量	お見込のとおりです。

	第9条	の計量日は、発注者と受注者とが協議の上各月ごとに定めるものとし、」とあります。検針日及び検針方法については、契約締結時に協議いただけるという認識でよろしいですか。	
--	-----	---	--

注 この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。なお、この用紙には業者名を記入しないこと。